

オペレーショナルリスクに関するワーキング・ペーパーの概要

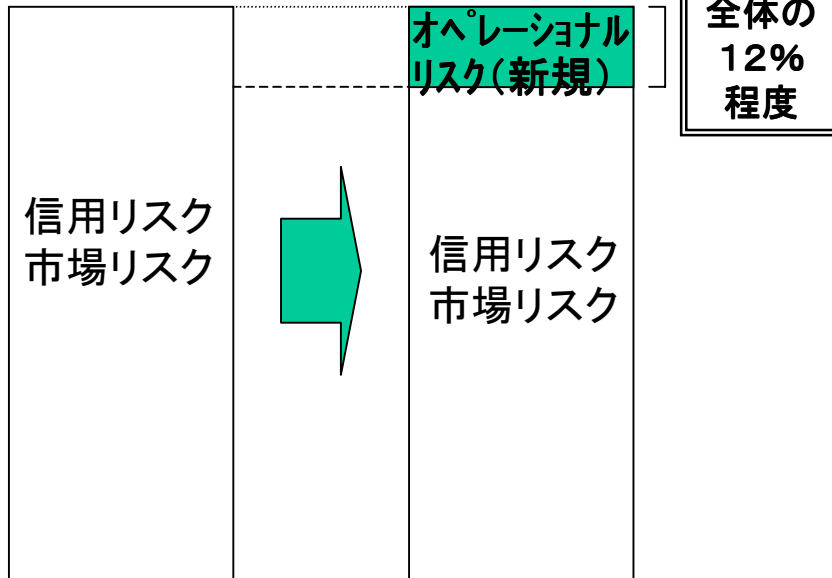
1. 所要自己資本の水準

- ・オペレーショナルリスクに対する所要自己資本額（平均）を全体の12%程度になるよう設定
- ・信用リスク、市場リスクを含めた所要自己資本全体の水準は現行規制と同等に設定

所要自己資本額のイメージ

現行規制

見直し案



2. 所要自己資本額計算の枠組み、手法

銀行が自らのリスク管理の水準に合わせて選択できるよう、3つの手法を提示

①基礎的指標手法

銀行全体の粗利の17-20%^(注)を所要自己資本額とする。

②標準的手法

ビジネスライン(8つに区分)毎の粗利に10-20%程度^(注)の掛け目を掛け(掛け目はビジネスライン毎に異なる)、その合計金額を所要自己資本額とする。

③先進的計測手法

銀行自身が用いているリスク評価手法(過去の損失実績などを基にしたもの)が一定の要件を満たす場合には、その手法による所要自己資本額の計測を認める。

(手法の例:内部計測手法、損失分布手法、スコアカード手法)
ただし当面(少なくとも実施後2年間)標準的手法の所要自己資本額の75%を下限として設定。

(注)具体的な掛け目の数値は暫定的な目安として提示されたものであり、今後変更の可能性がある。